民事訴訟規則等の一部を改正する規則

（民事訴訟規則の一部改正）

第一条　民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（［　］で注記した項番号を含む。）に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一編　総則	第一編　［同上］
［第一章～第四章　略］	［第一章～第四章　同上］
第五章　訴訟手続	第五章　［同上］
［第一節～第三節　略］	［第一節～第三節　同上］
第四節　送達等	第四節　送達等（第三十九条―第四十七条）
第一款　総則（第三十九条）	
第二款　書類の送達（第四十条―第四十五条）	
第三款　電磁的記録の送達（第四十五条の二―第四十五条の四）	
第四款　公示送達（第四十六条）	
第五款　書類又は電磁的記録の送付（第四十七条・第四十七条の二）	
［第五節・第六節　略］	［第五節・第六節　同上］
［第六章　略］	［第六章　同上］
第七章　電子情報処理組織による申立て等（第五十二条の九―第五十二条の十七）	第七章　当事者に対する住所、氏名等の秘匿（第五十二条の九―第五十二条の十三）
第八章　当事者に対する住所、氏名等の秘匿（第五十二条の十八―第五十二条の二十三）	
第二編　第一審の訴訟手続	第二編　［同上］
［第一章・第二章　略］	［第一章・第二章　同上］
第三章　証拠	第三章　［同上］
第一節　総則（第九十九条―第百五条の五）	第一節　総則（第九十九条―第百五条の二）
［第二節～第四節　略］	［第二節～第四節　同上］
［第五節　書証（第百三十七条―第百四十九条）	［第五節　書証（第百三十七条―第百四十九条）
第五節の二　電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べ（第百四十九条の二―第百四十九条の四）	
第六節　検証（第百五十条―第百五十一条の二）	第六節　検証（第百五十条・第百五十一条）
［第七節　略］	第七節　同上］
［第四章～第七章　略］	［第四章～第七章　同上］
［第三編～第六編　略］	［第三編～第六編　同上］
第七編　法定審理期間訴訟手続に関する特則（第二百三十一条の二―第二百三十一条の十）	第七編　督促手続（第二百三十二条―第二百三十七条）
第八編　督促手続（第二百三十二条―第二百三十七条）	第八編　執行停止（第二百三十八条）
第九編　執行停止（第二百三十八条）	第九編　雑則（第二百三十九条）
第十編　雑則（第二百三十九条）	
附則	附則